

教材利用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県立野田看護専門学校での教材の利用に関する必要な事項を定め、その適正かつ効率的な利用を図ることにより、学生の利便に資することを目的とする。

(利用の手続)

第2条 教材の利用手続は次のとおりとする。

- (1) 学内で教材を利用したい学生は、当該学科の教員の許可を受けること。
- (2) 学外で教材を利用したい学生は、教材借用願を1週間前までに当該学科の学科長に提出して許可を受けること。
- (3) 利用期間は、原則として1週間(貸出し・返却日を含む。)以内とする。
- (4) 教材の返却については、教材を指定の場所に返却し、教員の確認を得ること。

(利用上の注意)

第3条 教材を利用する学生は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 丁寧に教材を取り扱うこと。
- (2) 取扱説明書を熟読し、正しく取り扱うこと。
- (3) 教材を破損しないこと。
- (4) 教材を転貸しないこと。
- (5) 利用期間を厳守すること。

(利用の停止)

第4条 校長は、前条の利用上の注意事項に違反した学生に対して一定期間貸出しを停止することができる。

(弁 償)

第5条 学生は、教材を紛失又は破損したときは、直ちに校長に紛失(破損)届を提出し、校長の指示により弁償しなければならない。なお、故意によるものを除き「WILL」の賠償保険の補償が適用される場合は、別途その手続きを行うこと。

(利用を禁止する教材)

第6条 次の教材は、原則として貸出しを禁止する。

- (1) 高額な教材
- (2) 貸出しをすることで授業に支障をきたす教材
- (3) 学外利用に当たって、その運搬等において破損のおそれの高い模型等。

(利用簿への記載)

第7条 教材利用簿は、次の事項に従って記載すること。

- (1) 教材を利用したい学生は氏名を記載する。
- (2) 複数の学生で利用したい場合は、学生の代表者の氏名のみを記載する。
- (3) 利用目的は、具体的に記載する。

- (4) 利用教材は、個数等も正確に記載する。
- (5) 複数の教材を利用したい場合は、教材ごとに項目を分けて記載する。
- (6) 利用時間、特に終了時間は、正確に記載する。
- (7) 教材を指定の場所に返却した後は、必ず返却印を得ること。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。